

福山市立山手小学校 いじめ防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について協議等を行う福山市立山手小学校いじめ防止委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであるという認識に基づき、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また学校の内外を問わず、いじめが発生しないよう学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むことを目的とする。また、いじめが発生した時には組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じ、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、教職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対応ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめ防止基本方針年間計画の作成
- (3) 早期発見のための措置
 - ・児童対象 「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)
 - ・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)
- (4) 相談体制の確立
 - ・教育相談日を毎月設定
- (5) その他、いじめの防止に係ること
 - ※いじめ発見の場合、校長の判断により「緊急いじめ防止委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

(会議・運営)

第5条 定例の委員会を毎月1回開催する。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時に委員会を開催することができる。

第6条 この「いじめ防止委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

改訂、令和2年4月1日